

長岡市監査公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき公の施設の指定管理者監査を実施し、次のとおり監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により公表します。

平成29年10月27日

長岡市監査委員	金山宏行
同	北村敏雄
同	柴野寛
同	高野正義

1 監査の対象

長岡市高齢者センターとちお（株式会社 共立メンテナンス）
大手通り地下駐車場（アマノマネジメントサービス 株式会社）

2 監査の範囲

平成28年度及び平成29年度公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行状況

3 監査の期間

平成29年9月19日から10月4日まで

4 監査の方法

監査に当たっては、会計帳簿・証拠書類の照合のほか、必要と認めるその他の事務の執行の監査を実施しました。

5 監査の結果

監査の対象	監査の結果
長岡市高齢者センターとちお （株式会社 共立メンテナンス）	適正に処理されていました。
大手通り地下駐車場 （アマノマネジメントサービス 株式会社）	適正に処理されていました。